



三次市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により工事監査を実施したので、
同条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和元年5月30日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 岡 田 美津子



(別紙)

第1 監査対象工事

1	工事名：耐震性貯水槽新設工事（三和町大力谷） 請負金額：4,101,840円（税込） 工期：平成29年9月1日から平成29年11月30日 所管部署：三次市総務部危機管理課
2	工事名：耐震性貯水槽新設工事（栗屋町） 請負金額：6,912,000円（税込） 工期：平成29年9月29日から平成30年1月31日 所管部署：三次市総務部危機管理課
3	工事名：旧三次市青少年女性センター解体工事 請負金額：27,835,920円（税込） 工期：平成29年7月24日から平成29年11月30日 所管部署：三次市財務部財産管理課
4	工事名：市営伏越住宅解体撤去工事 請負金額：4,716,360円（税込） 工期：平成29年11月6日から平成30年3月30日 所管部署：三次市財務部財産管理課

第2 監査の実施期間

平成31年2月4日から平成31年3月28日

第3 監査の方法

平成29年度に施工した工事の中から抽出し、工事監査チェックリストを基に財務に関する事務等に重点をおき、執行の観点から工事監査を行った。

第4 監査の結果

工事に係る関係書類及び施工状況は、概ね良好であると認められた。なお、簡易な指摘・要望事項については、監査の過程において触れ、既に処理済みのため省略する。

第5 監査委員の意見

公共工事の実施にあたっては、今後も環境へ十分に配慮されるとともに、技術水準の向上及び安全管理に対する意識の向上に努められたい。

また、三次市の財政状況もふまえ、最小の経費で最大の効果が得られるよう事業執行の効率化を図り、市民生活の向上に努められたい。